

令和6年6月

認定調査員初任者研修の取り扱いについて（お知らせ）

京都府においては、要介護認定の基礎となる認定調査の公平・公正かつ円滑な実施を目的に、新規に認定調査に従事する認定調査員等を対象に認定調査員初任者研修（以下「調査員研修」という。）を開催しております。

新たに認定調査に従事しようとする方については、介護支援専門員実務研修とは別に調査員研修を受講する必要がありますのでご留意いただきますようお願いいたします。

京都府内（京都市除く）の市町村の認定調査を行う予定の方を対象とした令和6年度認定調査員初任者研修の詳細につきましては、京都府ホームページ「子育て・健康・福祉」>「福祉・高齢者・障害者支援」>「介護保険情報」よりご確認ください。受講申込については、府内各市町村の介護保険担当を通じての申込となります。

（第2回の詳細は[こちらをクリックしてください。](#)）

京都市の認定調査を行う予定の方を対象とした令和6年度認定調査員初任者研修の詳細につきましては、京都市情報館（京都市公式ホームページ）の「健康・福祉・教育」>「介護保険」>「介護サービス事業者向けの情報」>「概要・お知らせ」への掲載等によりご確認ください。

【参考】

平成28年度から実務研修のカリキュラムが変更されたことに伴い、認定調査に必要となる科目が含まれなくなり、実務研修修了者を調査員研修修了者として取り扱うことができなくなりました。

【京都府問い合わせ先】

京都府健康福祉部高齢者支援課 介護予防・認定係
TEL 075-414-4674

【京都市問い合わせ先】

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室
介護ケア推進課 認定給付担当
TEL 075-213-5871